

# 令和4年分所得税・個人消費税・贈与税の確定申告書を提出される方へ ～武生税務署からのお願い～

## ①【申告と納税は期限内に!】

確定申告をする必要のある方が期限内に申告・納税をしなかった場合は、納めるべき税額(本税)のほかに、加算税や延滞税を納めていただく場合がありますのでご注意ください。

申告と納税の期限は…

所得税及び復興特別所得税並びに贈与税 令和5年3月15日(水)  
消費税及び地方消費税 令和5年3月31日(金)

## ②【確定申告にはスマホをご利用ください】

給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方などは、マイナンバーカードを利用していつでも行えるスマホでの申告が便利です。

- ・スマホ専用画面で、入力がスムーズ!
  - ・スマホのカメラで、給与所得の源泉徴収票を撮影すると自動で申告内容に反映!
  - ・マイナポータルとの連携で、医療費、ふるさと納税などの情報が自動入力となります!
  - ・還付金の振込みが書面で提出する場合よりも早い!
- このようなメリットがありますので、ぜひ申告はスマホで!



← スマホを利用した申告はこちらから!  
(注) 一部対応していない機種がございます。

- スマホ専用画面に青色申告決算書・収支内訳書が追加!  
令和5年1月からは、スマホ専用画面に、青色申告決算書・収支内訳書の入力画面が追加されました!  
スマホを利用して青色申告決算書・収支内訳書を作成すると、保存した決算書等のデータを、翌年以降の決算書等を作成する際に利用できます。

## ③【申告書は、国税庁ホームページで作成できます】

- 「国税庁ホームページ」へアクセス  
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書などを作成することができます。
- e-Taxで送信して提出  
作成した申告書等(データ)は、「マイナンバーカード及びICカードリーダライタ又はマイナンバーカード読取対応のスマートフォン」もしくは「税務署発行のID・パスワード」をお持ちの方は、同コーナーの画面上からそのままe-Taxで税務署に送信(申告)することができます。
- e-Taxで所得税などの申告をすると、自動計算されるので、計算誤りはありません。



← こちらから、e-Taxを利用した確定申告の方法が動画で確認できます。

## ④【武生税務署の申告会場をご利用の方へ】

会場への入場の際には、「入場整理券」が必要となります。  
入場整理券は会場当日分を配付するほか、国税庁のLINE公式アカウントでのオンライン事前発行も行っております。

なお、「入場整理券」の数には限りがありますので、ご承知おきください。

配付状況は国税庁ホームページに掲載されますが、実際の配付状況とホームページ掲載内容には、更新タイミングによるズレが生じることをご了承ください。

| 受付期間 | 2月16日(木)～3月15日(水)の平日(祝日を除く)   |
|------|---|
| 受付時間 | 8時30分～16時(「入場整理券」がなくなり次第受付を終了します)<br>※税務署の確定申告会場では、ご自身のスマホ等をお使いいただき、ご自身で申告書を作成していただいております。操作方法等について職員がアドバイスをさせていただく体制となっておりますので、ご理解とご協力をお願いします。<br>※申告相談は午前9時から開始します。<br>※「入場整理券」により入場時間を指定させていただきます。<br>※申告相談を希望される方は、2月中の来場をお勧めします。(3月に入ると会場の大変な混雑が予想されます。) |

ご来場の際には、「検温の実施」、「マスク着用」及び「手指消毒」にご協力をお願いします。

咳・発熱(37.5度以上の熱)等の症状のある方や、体調のすぐれない方は入場をお断りさせていただきます。



← 国税庁のLINE公式アカウント友達追加はこちらから

## ⑤【ふるさと納税制度について】

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用した場合であっても、確定申告をされる場合にはふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含める必要があります。

## ⑥【インボイス制度について】

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則、登録申請は令和5年3月31日までにする必要があります。

※登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。



← インボイス制度特設サイトはこちらから